

令和7年5月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年5月20日(火) 午前9時00分～9時32分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 惠
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福瀨 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	3,418 m ² 132 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	569 m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	2,116 m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	2件	田 畑	m ² 5,587 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	25件	田 畑	48,038 m ² 3,877 m ²
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	5,367 m ² m ²

令和7年5月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より5月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案まで 合計 34件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方が1名お見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	<p>(挨拶)</p> <p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を 5番 山下 委員さんと 7番 木下 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、1番 松浦 委員さんと2番 石井 委員さんと18番 三木 委員さんと私で、昨日5月19日(月)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより議事に移らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請3件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 田 面積376㎡外2筆 計1,400㎡</p> <p>譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は17,064.81㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、稲の販売を予定しておりますので周辺農地への影響は無いと</p>

考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター3台、耕うん機2台、コンバイン、田植機、乾燥機、粃すり機、トラックが各1台、農舎が50㎡です。農作業歴は70年、年間従業日数は250日程、通作距離についても車で10分と通作可能と判断できます。

2番 申請地は■■■■ 地目 田 面積396㎡外1筆 計2,018㎡

譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、生前贈与での申請となります。申請理由は、後継者への生前贈与で、高齢で農業ができなくなった所有者に代わり、譲受人である娘が今後も耕作をしていくということで話がまとまり申請に至りました。

受人反別は9,789㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、米の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン、耕うん機、田植機、トラック各1台、農舎が150㎡です。農作業歴は1年以上、年間従業日数は365日程、通作距離についても車で2分と通作可能と判断できます。

3番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積132㎡。

市外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、遠方に住んでいるため耕作できない譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は234㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、耕耘機1台です。農作業歴は10年、年間従事日数は150日程、通作距離についても徒歩で1分圏内と通作可能と判断できます。

以上のことから本日の案件3件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

私の方から1つ。1番のこの方が今年81歳になられるんですね。今は、もう田んぼをするのが楽しくて楽しくてしょうがないと仰られている。ただ問題なのはこの方は後継者がいない。出来なくなったらどうなるのか、と危惧しているのですが、その

会長職務代理

事務局書記	<p>辺は何か言ってませんでしたか。</p> <p>本人からそういった話は聞いていませんが、書類を見た際は高齢という印象を受けましたね。</p>
会長職務代理	<p>そうですか。他はありませんか。</p> <p>(委員による審議)</p>
各委員	<p>【異議なし】のこえあり</p>
会長職務代理	<p>よろしいですか。特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件についてご説明いたします。</p> <p>1番 申請者 市内の土地所有者の方です。 申請地 ■■■ 地目 田 面積 294 m² ■■■を南へ約1 kmに位置。 無断転用の有無 なし 転用目的 貸駐車場 用地 申請理由 申請者は現在、申請地隣接地の駐車場を金属加工業を営む法人に貸し付けております。その法人は今後雇用を拡大したいと考えており、そのための駐車場を拡大し貸し付けることで安定した収入を得られると考え申請に至りました。 農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。 周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。 土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。 その他 排水計画は、雨水は自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、天土撤去後、良質な花崗土で盛土、整地を行います。</p> <p>2番 申請者 市内の農家の方です。 申請地 ■■■ 地目 田 面積 275 m² ■■■から東へ約600mに位置。 無断転用の有無 なし 転用目的 農家住宅の住宅拡張 用地</p>

	<p>申請理由 申請者は現在、地元で農業を営んでいる農家の方になります。高齢化に伴い農業や日常生活が困難になりつつあるため、子供夫婦に手伝ってもらうことを考え、本申請地に子供夫婦のための離れ住宅を建設することを計画し申請に至りました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。</p> <p>土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。</p> <p>その他 排水計画は、雨水は自然浸透、汚水は合併浄化槽にて処理し北側水路に排水します。造成計画は、花崗土による整地のみ行います。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>1番 申請者 申請者は市内に居住しており、土地所有者と転用事業者はご夫婦です。 申請地 ■■■ 地目 田 面積 253㎡ ■■■から西へ約200mに位置。 無断転用の有無 なし 転用目的 住宅 申請理由 申請人は、現在、元々農業用倉庫だったところを改築して居住しています。土地、建物共に息子名義であり、今後、倉庫としても利用するため、新たに住宅を建てようと計画したところ、夫が所有する土地で話しがまとまり申請に至りました。</p>

	<p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。</p> <p>土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>その他排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する南側水路へ排水します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。隣接農地も夫が所有しており、境界には自由勾配側溝を設置しますが、新たな擁壁は設置しません。</p> <p>2番</p> <p>申請者 申請者は、県外に主たる事務所を置き太陽光発電事業等を行っています。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 1863 m²</p> <p>■■■から北東へ約 300mに位置。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 太陽光発電設備</p> <p>申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地の処分を検討していた譲渡人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。</p> <p>土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>その他 この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度、FIT 制度ではありませんが、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法です。造成計画は、整地のみで新たな擁壁はありません。排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p> <p>特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p>
会長職務代理	
各委員	
会長職務代理	

<p>松浦委員</p>	<p>続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。</p> <p>なお、本件については現地調査を実施しておりますので、松浦 委員さん、三木 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>1番</p> <p>申請者 県外の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 175 m²です。</p> <p>■■■■から北へ約 600mに位置します。</p> <p>申請理由 耕作不便な土地であり、平成 25 年頃から耕作をしなくなり現在山林化しているためです。</p> <p>以上です。</p>
<p>三木委員</p>	<p>それでは、第4号議案「非農地証明願」2番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>2番</p> <p>申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 1,355 m²外 1 筆 計 5,412 m²です。</p> <p>■■■■から■■■■を東へ約 1kmに位置します。</p> <p>申請理由 耕作不便な土地であり、昭和 50 年頃から耕作をしなくなり現在山林化しているためです。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま松浦 委員さんと三木 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>はい。第4号議案「非農地証明願」2件につきましては先ほどの担当委員さんのご説明通りとなります。</p> <p>現状耕作するのが困難な状況となっていたため2件とも再生利用が困難な農地に該当するため問題はないと判断しております。</p> <p>よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>2件の周りも森林化している。危惧しています。</p> <p>ただいま担当委員さんの説明と事務局より補足説明がございましたが、第4号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(委員による審議)</p>

各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p> <p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」25件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」25件についてご説明いたします。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が23件、更新が32件、再設定が2件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」25件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
原委員	<p>ちょっと質問します。22番で無償での契約が多い中で賃料が非常に高いのは何か特別な理由があるのでしょうか。</p>
会長職務代理	<p>その畑地が非常に作物に適した土質という可能性はありますね。事務局はどうですか。</p>
事務局書記	<p>そうですね。なぜ賃料が高いのかは確認していないのですが。</p>
原委員	<p>あと、半端な数値になっているのはなぜ。</p>
事務局書記	<p>こちらなんです、一反当たり、10aあたりの金額を出させていただいているので</p>

	<p>おそらく、1筆で切りのいい金額で契約しているものと思われます。そのため、10aにした際に半端な金額になっていると思います。</p> <p>それで、この数字が正しいのかというところなんですが、農地機構の本部から送られてきたデータをそのまま利用しておりますので、契約はこの金額で行われていると思われま</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>議案の賃料の欄に10aという記載がないので、おかしくなっていると思います。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>おっしゃる通りです。次回以降、賃料の欄に10aあたり、1000㎡あたりですとか記載させていただきたいと思います。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>他にご意見もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」25件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。</p> <p>1番 ■■■ 地目 田 面積は376㎡ 外2筆 江尻町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で第1号議案1番に関連しています。 備考 利用権、賃借権の解消です。</p> <p>2番 ■■■ 地目 田 面積は1,863㎡ 川津町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 転用目的で第3号議案2番に関連しています。 備考 利用権、使用賃借権の解消です。</p> <p>3番 ■■■ 地目 田 面積は2,104㎡ 府中町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 労力不足です 備考 利用権、賃借権の解消です。 以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。</p>

会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>3番労力不足とはどうゆうことですか。</p>
事務局書記	<p>年なので難しいという借り手側の理由になります。</p>
会長職務代理	<p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。</p> <p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p>
事務局	<p>(事務局からの連絡事項等)</p>
会長職務代理	<p>それでは、これもちまして 5月の定例会を閉会致します。</p> <p>長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時32分終了</p>